

研究発表申込規程

制定 2021 年度規程第 1 号 (2022 年 3 月 5 日)

改正 2023 年度規程第 2 号 (2024 年 3 月 2 日)

- 1 本会の年次大会に於いて研究発表を行う際の申込についてはこの規程による。
- 2 申込者は会員及びその推薦者に限る。
- 3 申込者が会員である場合は、申込時に当該会計期間の会費が納入済であることを要す。会員の推薦を受けて申し込む場合は、申込時にその推薦者が当該会計期間の会費を納入していることを要す。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、大会運営委員会の議決により、会員以外の者に発表・講演を依頼することができる。
- 5 発表のテーマは、会則第 5 条の趣旨に合うものとする。主に、英語圏の言語、日英の比較言語論、英語圏の文学や文化、英語教育及び異文化コミュニケーション論を扱うものとし、その関連分野について会員の興味に資する内容であれば扱えるものとする。多分野の研究者が一堂に会する学会の特色に鑑み、他分野の参加者にもわかり易く発表を行うことが望まれる。
- 6 発表は未発表のものに限り、申込の時点で他で発表する予定のものであってはならない。他学会との二重申込も認めない。但し、既に発表したものと類似したものでも、相応の発展や新発見を加えている場合には、大会運営委員会に於いて許可することができる。
- 7 申込の期日は、大会運営委員会で決定され、会員にはメーリングリストを通して周知される。同時にウェブページにも告示される。
- 8 申込者は、大会運営委員長の指示に従い、500 字程度の要旨を提出し、大会運営委員会の審査を経て、正式に発表者となる。
- 9 会員の推薦を受けて申し込んだ発表者は、発表者となった時点で入会の手続きを取らなくてはならない。共同発表の場合、全ての発表者が会員となることを要す。
- 10 年次大会の各発表は、その要旨がウェブページに公開される。また、機関誌『日本英語英文学』の大会報告にも要旨が掲載される。
- 11 機関誌の大会報告に掲載された発表要旨を以て論文とすることはできない。発表内容に相応の修正・発展を加え、機関誌に投稿することは可能であるが、改めて査読を要す。
- 12 機関誌に掲載された発表要旨の著作権は、学会に帰属する。著書や論文集への再録、機関リポジトリや電子アーカイブへの登録及び個人ウェブサイトへの転載については、「再録・転載などに関する細則」を適用する。
- 13 この規程に記載されていない事項については、大会運営委員会で審議し、決定する。
- 14 この規程の改正は、大会運営委員会の議決による。

附 則

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行し、第 32 回年次大会より運用する。

附 則 (2023 年度規程第 2 号)

この改正は、2024 年 4 月 1 日から施行する。 ■